

# 大分県報

平成二十九年  
第二八八六号  
六月二日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 大分県身体障害者福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務の委託……………一  
土地改良区の定款変更認可……………一  
解除予定保安林（二件）……………一  
大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務の委託……………二  
付保義務の発生……………二

### 選挙管理委員会告示

- 病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示の一部改正……………二

### 警察本部訓令

- 大分県警察における個人情報情報の管理に関する規程の一部改正……………二

### 公告

- 公共測量の実施……………二  
一般競争入札の実施……………三

## ○告示

### 大分県告示第三百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県身体障害者福祉センターの利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年六月二日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大津町二丁目一番四十一号

社会福祉法人大分県社会福祉協議会

会長 高橋 勉

二 委託期間  
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

### 大分県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成二十九年六月二日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

杵築市土地改良区

杵築市

平二九・五・二三

### 大分県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

平成二十九年六月二日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 解除予定保安林の所在場所

速見郡日出町大字南畑字柏川三六一六番三・三六四四番一二四（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 大分県告示第三百四十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年六月二日

大分県知事

広 瀬 勝 貞

一 解除予定に係る保安林の所在場所

速見郡日出町大字南畑字柏川三六一三番二、三六一六番一、三六一六番二

平成二十九年六月二日

大分県報（告示）

一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第三百五十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり大分県青少年の森及び大分県平成森林公園の利用に係る使用料の徴収事務を委託した。

平成二十九年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 受託者の住所及び名称

大分市大字古国府内山千三百三十七番地の十五

大分県民の森施設指定管理者

公益財団法人森林ネットおおい

理事長 重 本 悟

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

大分県告示第三百五十一号

佐伯市加入区について、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十九年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第三十七号

病院の院長等が不在者投票管理者となる病院等の指定に関する告示(昭和五十年大分県選挙管理委員会告示第四十五号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十九年六月二日

三 指定老人ホーム中 大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

「特別養護老人ホームくにさ

きの郷 " 国東町浜崎二七五七一六

国東市立特別養護老人ホー

ム姫見苑 " 国見町伊美三八五五

国東市立養護老人ホームく

みに苑 " " 岐部三九一〇

「特別養護老人ホームくにさ

きの郷 " 国東町浜崎二七五七一六」に改める。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第19号

大分県警察における個人情報管理に関する規程(平成29年大分県警察本部訓令第4号)の一部を次のように改正する。

平成29年6月2日

大分県警察本部長 松 坂 規 生

第29条及び第30条中「第19条第12号及び第13号」を「第19条第13号及び第14号」に改め

る。

附 則

この訓令は、平成29年6月2日から施行する。

○公 告

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅前川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十九年六月二日

- 一 作業の種類  
公共測量（基準点設置）
- 二 作業の地域  
宇佐市安心院町尾立地内ほか
- 三 作業の期間  
平成二十九年三月一日から同年十一月二十二日まで

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成二十九年六月二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 競争入札に付する事項
  - 1 委託業務名 大分県水道事業広域連携推進委託業務
  - 2 委託業務の内容 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から平成三十年三月十六日まで
  - 4 履行場所 入札説明書及び仕様書による。
- 二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
この競争入札については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。
  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百十八号）に定める入札参加資格を取得している者であること。
  - 3 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
  - 4 この入札の公告日において、他の都道府県水道整備基本構想（水道ビジョン）、広域的水道整備計画に関する業務を履行した実績を有する者又はこれと同等以上の経験を有する者であること。
  - 5 本業務の責任者（管理技術者）は、技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第二条第一項に規定する技術士（技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）第十一条の表に掲げる選択科目から、上水道及び工業用水道を選択して試験に合格した者に限

る。）（以下「上水道等技術士」という。）の資格を有し、他の都道府県水道整備基本構想（水道ビジョン）又は広域的水道整備計画に関する業務を履行した実績（これと同等以上と認められる実績を含む。）を有する者であること。

6 本業務の調査技術者は、上水道等技術士の資格を有する者であること。  
7 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となつてい事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して入札を希望する者の資格審査申請の方法等

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び必要な添付書類を次に掲げる場所及び時期に提出するものとする。

2 申請書類の入手及び提出先

大分県生活環境部環境保全課水環境班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号 大分県庁舎別館五階  
電話番号 ○九七―五〇六―三一七

3 申請の時期

平成二十九年六月二日（金）から同月九日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 契約に関する事務を担当する部局の名称  
三の2に同じ。

五 契約条項を示す場所及び日時

1 場所

三の2に同じ。

2 日時

平成二十九年六月二日（金）から同月六日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 入札説明書の交付場所及び日時

五に同じ。

七 入札参加資格の確認

入札を希望する者は、必要な書類を郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）又は持参により、平成二十九年六月九日（金）までに四に掲げる契約担当部局に提出し、二に規定する競争入札参加資格の確認を得なければならない。

八 入札書の提出場所及び提出期限

1 提出場所

大分県庁別館一階一二会議室

千八七〇―八五〇一 大分市府内町三丁目十番一号

2 提出期限

平成二十九年六月十六日（金）午後二時三十分

ただし、入札書を郵送する場合は、四に掲げる契約担当部局に平成二十九年六月十五日（木）午後五時までに必着すること。

九 開札の場所及び日時等

1 開札場所

八の1に同じ。

2 日時

平成二十九年六月十六日（金）午後二時三十分

3 再度入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第六十七条の八第四項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合は、直ちにその場で、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時で行うものとする。

十 入札保証金に関する事項

見積総額（消費税相当額を含む。）の一〇〇分の五以上の入札保証金を納付すること。

ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。

十一 契約保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第五条第三項第九号の規定により、契約保証金の全部を免除とする。

十二 入札の無効

大分県契約事務規則第二十七条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

1 金額の記載がないもの

2 入札に関する条件に違反したもの

3 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。

4 入札書に入札者又はその代理人に記名がなく、入札者が判明できないとき。

5 誤字及び脱字により、必要事項が確認できないとき。

十三 最低制限価格に関する事項

設定しない。

十四 落札者の決定の方法

1 有効な入札書で、大分県契約事務規則第二十三条の規定により作成された予定価格の範囲で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

2 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。

3 再度入札は二回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し、又は手続きを改めることとする。